

徳島県公安委員会規則第3号

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

徳島県公安委員会委員長 米澤和美

組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則

(刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第1条 刑事訴訟法第百八十九条第一項及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

I 次の語に於ける者

徳島県警察本部に於けるに徳島県警察組織規則(昭和四十三年徳島県公安委員会規則第1号)第11条第1項の表に掲げる語に於ける者

II 次の語に於けるに於ける者(I に規定する者を除く。)

徳島県警察本部の総務課(ハイパー戦略推進課に限る。)、生活安全部、犯罪捜査課、生活安全部及び総務課に於けるに於ける者

(徳島県公安委員会運営規則の一部改正)

第2条 徳島県公安委員会運営規則(昭和29年徳島県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第八条中「総務課長」を「徳島県警察本部総務課企画・ハイパー総務課総務課企画課長」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則)

第3条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年徳島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2号を第3号とし、第1号中「生活安全部」を「警務部(サイバー戦略推進課に限る。)、生活安全部」に改め、「者」の次に「(第1号に規定する者を除く。)」を加え、同号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 徳島県警察本部の部長及び局長の職にある者

(徳島県公安委員会公文書管理規則の一部改正)

第4条 徳島県公安委員会公文書管理規則(平成13年徳島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務課長(以下「総務課長」を「企画・サイバー警察局総務企画課長(以下「総務企画課長」に改める。

第8条、第9条及び第12条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(徳島県公安委員会公印規則の一部改正)

第5条 徳島県公安委員会公印規則(平成15年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務課長」を「企画・サイバー警察局総務企画課長」に改める。

(公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部改正)

第6条 公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則(平成19年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課」を「企画・サイバー警察局総務企画課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。